

# 65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険加入者となって保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できる制度です。介護保険料は、制度を適正に運営するため、必要なサービスや施設の種別・量などを推計した「介護保険事業計画」に基づき3年ごとに決定されます。

市では、収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、保険料の段階を設定しています。なお、第1段階から第3段階までの保険料は、消費税率10%への引き上げによる財源をもとに軽減しています。

## 令和8年度 介護保険料

基準額：年額61,200円

段階	対象者		割合	保険料(年額)		
第1	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	×0.285	17,400円		
第2						
第3	世帯に市民税課税者あり	前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計額	基準額	120万円以下	×0.485	29,600円
第4				120万円超	×0.685	41,900円
第5				82万6,500円以下	×0.9	55,000円
第6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額	基準額	82万6,500円超	×1	61,200円
第7				120万円未満	×1.2	73,400円
第8				210万円未満	×1.3	79,500円
第9				320万円未満	×1.5	91,800円
第10				420万円未満	×1.7	104,000円
第11				520万円未満	×1.9	116,200円
第12				620万円未満	×2.1	128,500円
第13				720万円未満	×2.3	140,700円
		720万円以上	×2.4	146,800円		

※令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により、介護保険料の段階が変わり得る65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様になるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り、住民税課税とみなす場合があります。

### 保険料の納め方は次のとおりです

#### ◆年金からの天引き

保険料の年額を年6回に分けて、受給している年金から天引きします。

7月中旬に「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」を送付しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

#### ◆その他、納付書等による納付

7月中旬に「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」を送付しますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済アプリ等で、各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座・納付方法により納期限に振り替えます。

### 保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けたり、事業の休廃止などにより収入が著しく減少した等の場合は、保険料の納付猶予や、減免の制度があります。

問合せ 高齢者支援課（2階） ☎（20）1572 FAX（20）1610

問合せ  
国保年金課（2階）  
☎（20）1503 FAX（20）1600

◆年金からの天引き  
決定通知書により確定した保険料額から、仮徴収額（4月、6月、8月の年金から納付した額）を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。

◆その他、納付書等による納付  
なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

◆その他、納付書等による納付  
納付書が同封されている方は、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済アプリ等で、各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座・納付方法により納期限に振り替えます。

保険料の納め方は次のとおりです。

後期高齢者医療の  
保険料額決定通知書を  
7月中旬に送付します